

別表第8（第4条第2項） 公共交通機関の施設に関する指定施設整備基準

（平16規則103・平20規則8・平25規則68・令元規則19・一部改正）

整備項目	指定施設整備基準
1 出入口	<p>(1) 出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を4の項に定める構造に準じたものとし、5の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>オ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、4の項に定める構造に準じたものにしなければならない。</p>
2 通路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する施設に至る通路のうち1以上は、次に掲げるものとし、1の項(1)に定める構造の出入口に接続しなければならない。</p> <p>ア 幅は、主要な通路にあつては180センチメートル以上とし、その他の通路にあつては140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を4の項に定める構造に準じたものとし、5の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出す場合は、面を取るなどの措置をとること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、4の項に定める構造に準じたものにしなければならない。</p>
3 改札口	<p>改札口のうち1以上は、幅を90センチメートル以上にしなければならない。</p>

4 階段	<p>階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、130センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 階段の両側には、6の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(3) 回り段を設けないこと。</p> <p>(4) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。</p> <p>(5) 段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。</p> <p>(6) 蹴込板を設けること。</p>
5 傾斜路	<p>1の項(1)に定める構造の出入口及び2の項(1)に定める構造の通路に設ける傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(3) 勾配は、12分の1以下とすること。</p> <p>(4) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。</p> <p>(5) 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。</p> <p>(6) 傾斜路の両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。</p> <p>(7) 必要に応じ、6の項に定める構造の手すりを設けること。</p>
6 手すり	<p>4の項に定める構造の階段及び5の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものとを併設すること。</p> <p>(2) 階段の踊場及び傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。</p> <p>(3) 握りやすい形状とすること。</p> <p>(4) 手すりは、階段及び段並びに傾斜路の始末端部から高齢者、障</p>

	<p>害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p>
<p>7 エレベーター</p>	<p>1の項(1)に定める構造の出入口から乗降場に至る経路に高低差があり、5の項に定める構造の傾斜路によって当該高低差が解消できない場合は、1以上の経路に次に定める構造のエレベーターを設けなければならない。ただし、8の項(2)の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 籠の奥行きは135センチメートル以上とし、籠の幅は140センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(4) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(5) 籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(6) 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>(7) 籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。</p> <p>(8) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(9) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。</p> <p>(10) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>(11) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視</p>

	<p>覚的に確認できる構造であること。</p>
8 エスカレーター	<p>(1) エスカレーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 踏面及び床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。</p> <p>ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別しやすい色とすること。</p> <p>エ ステップは、縁部分を識別しやすいように色で縁取りすること。</p> <p>オ 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p>(2) 7の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な施設には、乗降場ごとに、次に定める構造のエスカレーターを設けなければならない。</p> <p>ア (1)に定める構造とすること。</p> <p>イ 車椅子乗用ステップ付きエスカレーターとすること。</p> <p>ウ エスカレーターを操作する者を呼び出すための装置を設けること。</p> <p>エ 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。</p>
9 鉄道の駅のホーム	<p>鉄道の駅のホームは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) ホームの両端には、転落防止のためのさくを設けること。</p> <p>(3) ホームと車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。</p> <p>(4) ホーム上の設置物は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p>
10 バス停留所	<p>バスターミナルのバス停留所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) バスの行き先、運行系統、時刻表等の案内標示は、次に定める</p>

	<p>構造とすること。</p> <p>ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</p> <p>オ 案内標示の周辺に車椅子使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>(2) 上屋及びベンチを設けなければならない。</p>
11 タクシー乗り場	<p>タクシー乗り場は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) タクシー乗り場と車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) すりつけこう配は、12分の1を標準とすること。</p> <p>(3) 上屋及びベンチを設けること。</p>
12 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 便房の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 便所及び便房の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 便所及び便房の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、5の項に定める構造の傾斜路と併設した便所の床面については、この限りでない。</p> <p>エ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 便所及び便房の出入口には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。</p> <p>カ 便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>キ 便房には、車椅子使用者が円滑に利用できる床面積を確保する</p>

	<p>こと。</p> <p>ク 便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>ケ 洗面器及び洗面器周りの1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>コ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（(1)に定める構造の便所を除く。）を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 便所の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ (1)に定める構造の便房以外に便房を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造の戸、腰掛便座及び手すりを有するものを1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>エ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 男子用小便器を設ける場合には、1以上は床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。</p> <p>カ 洗面器及び洗面器周りの1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>
13 案内標示	<p>(1) 公共交通機関の車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下この表において「主要な設備」という。）又は(4)に定める構造の案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければ</p>

	<p>ならない。</p> <p>(3) 公共用の通路に直接通ずる出入口（鉄道の駅及び軌道の停留所にあつては、当該出入口又は改札口。以下この項において同じ。）の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>(4) 公共用の通路に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</p> <p>オ 案内板その他の設備の周辺に車椅子使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p>
<p>14 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備</p>	<p>(1) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。</p> <p>イ 色は、原則として黄色とすること。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>エ 形状は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。</p> <p>(イ) 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。</p> <p>(ウ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の</p>

	<p>突起とすること。</p> <p>(2) 次に定める場所には、(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。</p> <p>ア 出入口から主要な通路、エレベーター、券売機、出札口、改札口又は乗降場に至る連続した経路</p> <p>イ 階段、段及びエスカレーターの始末端部に近接した床面等の縦断勾配が急激に変化する場所</p> <p>ウ 鉄道の駅のホームの縁端及び両端</p> <p>エ 券売機、便所及び点字案内板の正面に至る経路</p> <p>オ バス停留所及びタクシー乗り場の乗車口</p> <p>(3) 3の項に定める構造の改札口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けなければならない。</p>
15 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>主要な通路、乗降場及び出札口、案内所等のカウンターには、それぞれ1以上文字により情報を表示するための設備を設けなければならない。</p>
16 警報設備及び避難口誘導灯	<p>(1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。</p> <p>(2) 屋外へ通ずる出入口には、点滅型誘導灯を設けなければならない。</p>
17 附帯設備	<p>(1) 券売機を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 前面には、車椅子使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。</p> <p>イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。</p> <p>ウ 操作ボタンは、点字による表示を行うこと。</p> <p>(2) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車椅子使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。</p> <p>(3) 水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p>

ア 車椅子使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。

イ 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。

(4) 自動販売機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。

ア 前面には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。

イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。

(5) ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめの肘掛けのあるものを2以上設けなければならない。